

科学技術による地域活性化に係る 現状について

内閣府 地域科学技術施策WG事務局

科学技術による地域活性化に係る最近の動き①

- H13. 3.30 「第2期科学技術基本計画」(閣議決定) (H13～H17年度)
→ 地域における科学技術振興のための環境整備

H13年度	産業クラスター計画	開始
H14年度	知的クラスター創成事業・都市エリア産学官連携促進事業	開始
H17年度	地域科学技術クラスター連携施策群	開始

- H18. 2.15 「地域の知の拠点再生プログラム」(地域再生本部) → 「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

- H18. 3.28 「第3期科学技術基本計画」(閣議決定) (H18～H22年度)
→ 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり

- H18. 6.14 「イノベーション創出総合戦略」(総合科学技術会議) → 地域イノベーションの強化

- H18.12.25 「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(総合科学技術会議)
→ 産学官における人材交流及び人材育成の促進

- H19. 2.28 「地域再生総合プログラム」(地域再生本部) → 地域イノベーションの推進

- H19. 6. 1 長期戦略指針「イノベーション25」(閣議決定)
→ 活力ある地域社会を可能にする取組の推進

- H19.11.28 「科学技術による地域活性化～地域の自立と共生に向けて～」(総合科学技術会議)
→ 総理から、具体的な戦略づくりを進めるよう指示

- H19.11.28 「大学・大学院の研究システム改革～研究に関する国際競争力を高めるために～」(総合科学技術会議) → 地方公共団体から国立大学法人への寄付について推進。これを受けて、平成19年度には、制度の運用の弾力化がなされた。

- H19.11.30 「地方再生戦略」(地域活性化統合本部) → 第2 地方再生の総合的推進 2 政府一体となった総合的な支援の推進 (省庁横断・施策横断の主な取組事例) において、総合科学技術会議における検討を踏まえ、科学技術による地域の活性化を図る取組を進めるとされている。

科学技術による地域活性化に係る最近の動き②

➤H19.11.7

ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子(IT戦略本部)

- 「支援強化期間」(H19～H20年度)の設定
- 政府一体となった支援体制の強化(「ITサポート本部」の設置)

○H20. 1月頃 地域活性化等緊急プログラムとりまとめ

○H20. 4月頃 ロードマップ決定

各府省が地域活性化等の施策に取り組むにあたっての5つの方針

- (1) 地域の自主性の尊重
- (2) 支援施策の体系化
- (3) 政府一体となった施策の推進
- (4) 成果の普及展開及び社会への還元
- (5) 情報通信基盤の地域間格差の早期解消

➤H19.12.12

国土形成計画(全国計画)に関する報告(国土審議会)

- 国土形成計画法の制定(H17年7月)
- 新たな国土形成計画の策定に向けた検討(H17年8月～)

産業に関する基本的な施策

1. イノベーションを支える科学技術の充実
2. 地域を支える活力ある産業・雇用の創出
3. 食料等の安定供給と農林水産業の展開
4. 世界最先端のエネルギー需要構造の実現とその発信

➤H20.1.10

地域イノベーション研究会(経済産業省)

- 地域経済産業審議官の私的研究会として設置(H20年1月)

○H20. 4月末または5月 研究会報告書とりまとめ

検討の方向性

- (1) 地域の現状評価と課題抽出
- (2) 中長期的視点からの地域活性化と国際競争力強化に資する地域イノベーション政策

➤H20.1.17

「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－」(経済財政諮問会議)

- H20年度の予算編成を踏まえ、我が国の経済財政の現状を点検
- 経済財政に関する政府の新しい中期方針と展望を示す

○今春を目途に具体化を進め、「基本方針2008(仮称)」でとりまとめ

成長戦略の具体化

- 戦略1 共生戦略(全員参加型)
- ・中小・ベンチャー企業、地方も主役
- 戦略2 自立戦略(強み発揮型)
- ・地域も自立
- 戦略3 グローバル戦略

➤H20.1.17

「「つながり力と環境力」の成長戦略について」(経済財政諮問会議)

- 新成長戦略(H19. 12. 14提示)の基本骨格において、具体的な政策の柱を提案

自立戦略(強み発揮型)

3. 「科学技術立国」であり続けるための研究開発
- ・スーパー特区の創設(再生医療等)

科学技術による地域活性化～地域の自立と共生に向けて～

基本認識

- ・第3期科学技術基本計画、「イノベーション25」 → 「**地域における科学技術の振興**」が必要
- ・現在、グローバル化の時代にあって、地域では、**人口の減少**が進み、**経済が低迷**し、**魅力が減少**
→ **人が地域から離れている**
- ・総合科学技術会議としては、総力を挙げて、**地域の内発的・自発的な発展**を図るため、新たに、国としての、**地域イノベーションの創出**を強力に推進する**総合的、戦略的な対応**が不可欠と考える。

主な地域科学技術施策のこれまでの効果

- ・知的クラスター創成事業、産業クラスター計画、科学技術連携施策群等
→ 具体的な研究開発成果、ベンチャー企業や雇用の創出等、一定の効果を上げている

総合的な地域科学技術施策の視点

- 1) **地域の主体性と自立へのコミットメント**
- 2) **地域の独自性と多様性の確保**
- 3) **「グローバル志向の拠点」と「地域ニーズ対応型の拠点」の共生**

新たな視点に従って早急に取り組むべき課題

地域における人材空洞化の流れを転換

頑張る地域を応援するための制度改革

金融等の支援とマネジメント能力の確立

地域活性化の担い手としての地域の大学の機能強化

主体性のある地域科学技術施策への転換

第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)

地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり

地域における科学技術の振興は、地域イノベーション・システムの構築や活力ある地域づくりに貢献するものであり、ひいては、我が国全体の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化に資するものであるもので、国として積極的に推進する。(以下省略)

①地域クラスターの形成

地域クラスターの形成には、産学官連携による研究開発だけでなく、金融の円滑化、創業支援、市場環境整備、協調的ネットワーク構築などの様々な活動が必要であり、地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組を進める。(以下省略)

②地域における科学技術施策の円滑な展開

地域科学技術施策の推進に当たっては、地方公共団体が積極的役割を果たすことを期待するとともに府省間の縦割りを排し府省連携を強化する。(以下省略)

長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)

活力ある地域社会を可能にする取組の推進

・地域産業の活性化

地域の独自性を活かした生活者の視点からの地域活性化に向けて、消費者に訴求力のある地域の特性を活かした高付加価値かつユニークな食品等の商品が生産・販売できるよう、障害となっている法制度の見直しや特区の活用等の具体策を検討する。

・地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化への支援

地域の強みを活かして、地域経済が自立的・持続的な成長を目指すことができる環境を整備するため、中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を支援する。

・自治体が主体的に取り組む産業集積・クラスターの形成等への支援

地域における産業集積の形成等に主体的に取り組む地方自治体への支援を2007年度から拡充する。さらに、地域における公的研究機関をはじめ、自治体、大学、企業等によるクラスター形成の支援、当該地域を越えた広域連携やネットワークの強化を推進する。

イノベーション創出総合戦略(平成18年6月14日総合科学技術会議)

2. イノベーションを種から実へと育て上げる仕組みの強化

(2) 地域イノベーションの強化

地域イノベーションの自立化を強力に推進。これまでの地域クラスター事業等の成果を検証しつつ、人、制度、業種間のネットワークを強化し、地域において研究開発の種を実へと育て上げる仕組みを強化。さらに、地域の知の拠点としての大学と地方公共団体や地方企業との連携を一層緊密化し、地域資源を最大限活用したイノベーションを促進。

科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25日総合科学技術会議)

2. 研究者の流動性を高めるための環境整備

(4) 産学官における人材交流及び人材育成の促進

① インターンシップの拡充

各大学において、現在主に行われている短期のインターンシップに加えて、より実践的な研究人材を、産学の協働で育成する観点から、大学カリキュラムでの単位化を前提とした、3ヶ月以上の**長期インターンシップ**体系の構築を支援し、その普及を促進すべきである。(以下省略)

② 大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用

大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)の有する「知」の産業界への還流と、市場ニーズと研究シーズとを的確に整合させる目的で、大学教員及び独法職員の兼業、出向、研究休暇制度を、それらの人材が企業の環境で活躍できるように各機関において改善し、**人材交流の活性化**が図られるようにすることが重要である。(以下省略)